

# 厚生労働大臣の定める院内掲示事項

(令和8年6月1日現在)

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

- I 管理者の氏名 山本 二平  
診療に従事する医師 院長 山本 二平  
副院長 山本 修平 (毎週金曜日・土曜日)  
田中 正道 (第1・3・5水曜日午後)  
宮下 雄博 (第2・4 木曜日午前)
- 診療科 内科・胃腸科・小児科  
病床数 15床  
診療日時 平日 9時～12時30分、15時00分～18時00分  
土曜日 9時～12時30分  
休診日 土曜日午後、日祝、他別に案内する日 (お盆、年末年始)

II 当院は中国四国厚生局長に下記の届出をおこなっております。

- ◆時間外対応加算3
- ◆機能強化加算
- ◆医療DX推進体制整備加算
- ◆在宅医療DX情報活用加算
- ◆生活習慣病管理料1・2
- ◆特定疾患療養管理料
- ◆地域包括診療加算1
- ◆明細書発行体制等加算
- ◆外来感染対策向上加算
- ◆在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
- ◆小児外来診療料
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料I
- ◆電子的診療情報連携体制加算2

III 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですのでその点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望の方は会計窓口にてその旨お申し出ください。

#### IV 夜間早朝等加算

当院は、診療時間を定めています。平日 18 時以降、土曜日 12 時以降、日曜日及び祝日に関しては、夜間早朝等加算(初診、再診ともに)を頂戴しています。

#### V 一般名処方について

院外処方においては、有効成分が同じである複数の医薬品から選択できるように「一般名処方」とさせていただきます。

#### VI 後発医薬品使用体制について

当院では、後発医薬品の使用促進を図り、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。また医薬品供給不足発生時に、医薬品の処方変更等に関して、適切に対応できる体制を整備しております。

#### VII リフィル処方箋について

当院では、患者さんの状態に応じて、28 日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方箋を発行することのいずれの対応も可能となっております。対応の可否については担当医の判断になります。

#### VIII 医療 DX 推進体制・在宅医療 DX 情報活用について

当院では、診察室等においてオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用した診療を実施しております。またマイナ保険証を促進し、医療 DX を通じて質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行います。以下については現在猶予期間満了までに整備する予定です。

・電子処方箋を発行する体制 ・電子カルテ情報共有サービスを活用する体制

#### IX 外来感染対策向上加算について

当院では、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんの診察を行っております。発熱症状のある患者様は受診前に当院へご連絡ください。(TEL：086-243-2011)

#### X 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)・入院ベースアップ評価料 (59) について

当院では、医療現場で働くスタッフの賃金を改善し、より良い医療を継続的に提供するため、厚生局に「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」「入院ベースアップ評価料 (59)」の届出を行い、算定を開始しています。この評価料による収入は、制度の定めに基づき、すべて対象職員(医師を除く)の賃金改善(ベースアップ)に充てられます。そのため、診療報酬上、患者様の窓口負担が数十円程度増える場合があります。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

## XI 入院基本料について

当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている医療機関です。

施設基準に関する事項

- ◆有床診療所入院基本料 1
- ◆有床診療所療養病床入院基本料 A
- ◆夜間緊急体制確保加算
- ◆夜間看護配置加算 2
- ◆看護補助配置加算 1
- ◆患者サポート体制充実加算
- ◆有床診療所在宅患者支援病床初期加算
- ◆有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算
- ◆入院ベースアップ評価料
- ◆身体的拘束最小化推進体制加算
- ◆電子的診療情報連携体制加算 1

## XII 身体拘束最小化推進体制加算について

当院では、患者様の尊厳と安全を最優先に考え、原則として身体的拘束を行わない医療・看護の提供に取り組んでおります。やむを得ず身体的拘束を検討する場合には、切迫性・非代替性・一時性を十分に検討し、多職種で協議を行ったうえで、必要最小限の実施に留めます。また、身体的拘束を実施した場合には、実施状況や解除に向けた経過を適切に記録し、速やかな解除に努めます。

### ◆その他

掲示内容の他、以下のようなご不明点、ご相談等がございましたら当院までお問合せください。

- ・症状、不調、生活習慣、栄養等について
- ・各種予防接種について
- ・介護支援専門員及び相談支援専門員からのご相談